

保険診療に関する大切なお知らせ

院内トリアージ実施料(300点)について

◇院内トリアージ実施の趣旨

- ・ 来院後速やかに院内トリアージを実施し、救命救急センターに患者が集中しない仕組みを推進するため

◇院内トリアージの実施及び院内トリアージ実施料の算定について

- ・ 初回のトリアージ評価から一定時間(30分毎)後に再評価を行います。
- ・ 患者さん又は家族の方に十分に当該主旨について説明を行います。
- ・ 算定の対象は夜間、休日、深夜の時間帯(※)であって初診の方です。

※時間帯について

- ・夜間 18:00～22:00 6:00～8:00
- ・深夜 22:00～ 6:00
- ・休日 6:00～22:00